# 京都部落問題研究資料センター通信

第73号　発行日 2023年10月25日（年4回発行）編集・発行 京都部落問題研究資料センター

京都部落問題研究資料センター主催の「差別の歴史を考える連続講座（全六回）」の第三回（七月十四日）と第四回（十月十三日）の講演の要旨を紹介します。詳しくは年度末に発行予定の講演録をご覧ください。

## 第三回
## 島崎藤村『破戒』を読み返す
### ―かくす・あばく・かくさない―
### 講師　畑中敏之さん
（立命館大学名誉教授）

昨年六〇年ぶりに島崎藤村の『破戒』が映画化された。畑中敏之さんは昨年上映された映画『破戒』と原作とを比較しながら、被差別当事者が被差別の現実を我が身に引き受けることに着眼して、主人公の瀬川丑松を「卑屈／差別から逃げた」としてきた従来の言説を批判した。

丑松が生徒たちに部落民であることを告白し詫びる場面について、部落民であることを卑下しているのではなく、ただ隠してきたことを詫びているのだとした。

丑松は、「かくせ」という父親の戒めを破って、「かくさない」道を選んだ。教師である丑松が彼の教えてきた子どもたちを前にして行った告白は「私はその卑賤しい穢多の一人です」、「全く、私は穢多です、調里です、不浄な人間です」という言葉や、『許して下さい』と言いながら板敷の上へ跪いた」という丑松の行動が部落民であることを「否定的」に捉えていると解釈されてきた。しかし、「私はその卑賤しい穢多の一人です」などという言葉のみを取り出すのではなく、どのような文脈の中にあるのか、そこにどのような思いが込められているのかを読み取らなければならないと畑中さんは言う。また「許して下さい」というのは「今まで隠蔽していた」ことを詫びる言葉であることに注意しなければならないと指摘した。

丑松は生徒たちに「別火・別器の習俗差別（異種観念・浄穢観念に支えられた差別）」などの事例を挙げて、どのような社会関係・身分関係におかれているのかを説明し、「穢多」、「不浄な人間」などと呼ばれていること、まさに、その差別の現実を「告発」している。丑松は差別・被差別の現実を容認（肯定）しているのではない。ここに描かれているのは差別を「告発」する丑松の言葉であり、被差別の現実を我が身に引き受けた丑松の姿なのではないかと持論を展開した。

丑松が告白の場面で「れる・られる」ではなく「である」と表現したのは、彼の表現の拙さではない。「穢多」として差別されている現実、その被差別の現実を我が身に引き受ける「覚悟」が、丑松に「私は穢多です」と言わせた。それは被差別の現実を我が身に引き受ける言葉であり、むしろ、あのような場面においては、差別を「告発」する自らの思いを伝えるためのより効果的な表現なのではないかと畑中さんは主張した。

また、丑松の告白は水平社宣言の「吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ」にもつながる。「吾々がエタである事」とは「穢多」として差別されている現実のことである。「吾々がエタである」ことを水平社宣言が容認や肯定したとは誰も読まないであろう。「エタである事を誇り得る」とは「穢多」として差別されている現実を決して卑下することなく、また「かくす」ことなく、その被差別の現実を我が身に引き受ける困難な生き方を自ら選択したことを「誇り得る」とし、そのために水平社を創立したこの時を「誇り得

る時」と宣言したのだ。

丑松の告白が差別の「告発」であることは、告白を決意するに至る経緯からも明らかである。「あばく」者たちによって殺害された猪子蓮太郎の非業の死を目の当たりにして、丑松は告白を決意する。丑松の告白は「我は穢多なり」と公言して活動していた敬愛する猪子蓮太郎に導かれたものであることを『破戒』は次のように描いている。丑松の告白は、まさに「新しい世界」、「新しい暁」への「新しい勇気」を掴んだ結果であった。追い込まれた上での現実からの逃避ではない。しかし、告白は被差別の現実を我が身に引き受けることであり、容易にできることではない。ましてや教室において子どもたちを前にして告白することが、如何に大きな困難と苦痛をもたらしたことか。計り知れない重圧が丑松にのしかかっていたはずである。丑松は敢えて実行した。教師としての責任と覚悟において、その困難な道を自ら選んだのである。その重圧と苦痛の大きさが「手も足も烈しく慄えて来た。丑松は立っていられないという風で、そこにある机に身を支えた」という表現から読み取ることができる。生徒や親など他者のみならず「自分で自分を欺いていた」これまでの自己の生き方への烈しい痛恨の思いが、丑松を板敷の上へ跪かせて「許してください」と詫びさせた。いずれの表現も、当時、被差別の現実を我が身に引き受けることが容易ならぬ事態であることを示すものである。

この丑松の告白を生徒たちはどのような思いで聞いたのであろうか。丑松は「私が今こういうことを告白けましたら、定めし皆さんは穢しいという感想を起すでしょう」と心配したが、それは杞憂であった。当日生徒たちは一同揃って、丑松が教師を辞めるのを引き留めるように校長のところへ歎願に行く。そして翌日、生徒たちは校長らの制止もきかずに学校の外に出て、東京に向かう丑松を見送る。「私は穢多です」という告白に込めた丑松の思いを「穢しい」という感想を起すことなく子どもたちは理解した。教師としての丑松の覚悟は生徒たちに通じたのである。

『破戒』が刊行されてから一世紀以上が経過した。部落差別のあり方において、当時と現在は、もちろん同じではない。しかし、「かくさない」ことが「差別の告発」であり、被差別当事者にとっては「被差別の現実を我が身に引き受けること」である点など、「かくさない」ことの意味においては共通したものがある。島崎藤村『破戒』が描くことに成功しているのはまさにその点にある。

また、丑松のテキサス行きについては、選択肢の一つとして描かれているにすぎないと指摘した。つまり畑中さんは「卑屈／差別から逃げた」とされ、「丑松になるな」の根拠とされた二つの要素は誤読されてきたと主張した。さらに「かくす」が「あばく」という差別を生んできたので、「かくさない」にこそ差別解消の未来があると講演を結んだ。

## 第四回
## 幕末京都の非人小屋「水車」の人々
### 講師　小林ひろみさん
（奈良県立図書情報館職員）

非人小屋「水車（すいしゃ）」は、近世京都の市街地の南端の大仏柳原庄の中にあった。そこは現在の崇仁地区の一角にあたる。「水車」という通称はすぐ近くに「七条水車」という町人が経営する米の粉を挽く水車があったからと考えられている。

非人小屋は非人の長屋であり、家賃を取る宿屋である。「水車」には幕末期には少なくとも二〇〇人から三〇〇人が住んでいたと推測される。小林ひろみさんは、この非人小屋「水車」に焦点をあてて、幕末期の京都の非人が地域社会で果たした役割を都市の貧困問題と関連づけて講演をおこなった。

非人の概念は中世までと近世では大きく違う。中世までの非人は「差別されていた人々」の総称であった。江戸時代の初め頃には「乞食を生業とする人々」を示すようになり、当時、平人と呼ばれた百姓や町人が凋落した人々と一つながりのものとなった。一方、中世までは「非人」と呼ばれていた人々のうちの皮革業や刑罰などにたずさわっていた人々は、秀吉の頃から「かわた」身分として把握されはじめた。その他、芸能や占いの仕事をしていた人々などが平人とも被差別民ともつかない曖昧な身分として残った。

江戸時代の「非人」は大きく二つに分けることができる。一つは江戸時代の初めに非人組織が形成された時からの「古非人」。そして、もう一つがそれ以降、生活苦

やその他の理由で元の身分の生活ができなくなった「新非人」である。特に飢饉などの自然災害が起こると各地の農村から都市に流入する「新非人」が増加した。京都所司代や町奉行所はそのような「新非人」の管理や統制を悲田院村やその配下の非人小屋の小屋頭に担わせた。京都の非人小屋は主に秀吉が築いた御土居の外側に散在しており、江戸時代の初期には五〇カ所以上存在したが、幕末には二九カ所に減少している。他に非人小屋に入らず屋外で小屋掛けしたり、野宿をしたりする人々も多くあり「野非人」と呼ばれた。

中世から近世を通じて被差別民の在り方には地域差があり、江戸時代の非人の組織の在り方も同様であった。京都の場合、多くの乞食を支配していた集団は一七二〇年代に京都所司代によって洛東の岡崎の税のかからない免税地を与えられて移転した。そして、そこが「悲田院」、あるいは「悲田院村」と呼ばれて京都の非人支配の拠点になったのである。

非人小屋「水車」の居住環境は『今村家文書史料集上巻』の絵図などから一二棟、部屋数八五と推定される。雪隠（せついん＝トイレ）が二か所、井戸も二か所しかない。一部屋の広さは一間×一間半の三畳。入口に竈を備えた一畳分の土間、奥に二畳分の空間がある。

幕末期の「水車」は一八世紀初頭までに確立した近世的な町・村との関係が維持されていた。各町・村が特定の非人の支配層の小屋頭と「旦那・出入」と呼ばれる関係を結んでいた。この「旦那・出入」の関係とは、定期的に町や村の家の戸口に廻って来る非人に一定の米や銭を渡す代わりに、他の非人をその町や村から排除させるという関係である。これは町や村にとっては「悪ねだり」と呼ばれる執拗で脅迫的な施し要求を防ぐという利点があり、悲田院村にとっては自分たちが乞食をする縄張りを独占できるという持ちつ持たれつの関係を結んでいたのだ。また、非人は番人や行き倒れた非人への対応に派遣され、町や村の公共的機能の一部を請け負っていた。非人小屋の辻芸人たちは幕末には芸が高度化して都市文化の一翼を担っていた。

そして一九世紀半ば以降の「水車」は一八世紀までの非人固有の仕事以外の分野にも進出していた。火屋への火葬従事者も派遣していた。また、鴨川浚（普請）などにも臨時の人足を派遣した。今村家文書一六八六（横帳『安政三辰年正月 留記』）によると本郷・上郷の村人がしり込みするような水位が高くなった鴨川に「投渡橋」を掛ける危険な作業も請け負っている。「水車」の人々の組織的な手際の良さや、水際での作業の熟練が見て取れる。

一九世紀半ば以降の非人小屋の仕事は、非人以外の「かわた」身分や日雇いの仕事とも重なる部分があり、幕末には非人の仕事と他の被差別民や貧困層との垣根がより曖昧になっていた。そして、それらの人々はすべて幕末京都の市街地とその近郊の地域の「雇用の調整弁」として機能していた。

「水車」の小屋頭とその配下の非人の関係は次のようなものであった。小屋頭は住居と仕事の道具を所有し配下の非人に貸し出し、仕事を提供した。配下の非人は家賃と仕事の道具の代金を小屋頭に支払った。芸人以外の仕事の報酬は派遣先から小屋頭に渡された。そして小屋頭はそこから手数料を取った。また配下の非人の稼ぎが少ない時や病気で仕事ができない時は、家賃や食費が借金となり利子も加算された。

非人の多くは、家賃の他に報酬の一部を小屋頭に吸い上げられ、劣悪な居住環境にあっても借金などで容易にはその境遇から抜け出せない仕組みの中に置かれていた。

小屋頭は、貧困、その他様々な理由で元の身分の生活を維持できなくなった人々の支配を幕府公認で行っていた。幕府には規制をかけるという発想はなかった。したがって現在の私たちから見て阿漕（あこぎ）に見えるやり方も江戸時代末までは合法であったと言える。合法とはいえ、現在の貧困層をターゲットにして、貧困を固定化する役割を果たす「貧困ビジネス」のやり口を思い浮かべてしまう。現在ではもちろん違法であるが、部屋と食事を提供する見返りに生活保護費の大半をピンハネする「囲い屋」とか、家のないフリーターが安く泊まれるホテルを経営し、その宿泊者に仕事を斡旋する「飯場・寄場型人材派遣会社」など、時代や社会のシステムが変わっても「雇用の調整弁」とされる存在、あるいは運が悪い人を貧困から抜け出せなくさせることで成り立つ、貧困層をターゲットにし、貧困を固定化する役割を果たすビジネスが繰り返し現れることに暗澹たる気持ちだと講演を締めくくった。

〈本の紹介〉

## 満州分村移民と部落差別

エィミー・ツジモト著

熊本「来民開拓団」の悲劇

（えにし書房刊・二〇二二年八月・二〇〇〇円＋税）

深澤吉隆（奈良県立同和問題関係史料センター所長）

**本書の内容**

本書は、熊本県鹿本郡来民（くたみ）町（現・山鹿市）の被差別部落の人々を中心に組織され、昭和一六（一九四一）年四月より、満州国吉林省扶余県五家站（現在の中華人民共和国吉林省扶余市五家站鎮）に入植した来民開拓団の話である。当事者の証言や史料を丹念に積み上げながら、移住前の暮らしや移民後の生活、そして敗戦から集団自決に至るまでの全容が描かれている。また、被差別部落の歴史的な経過と移民政策との関連や、来民開拓団の唯一の生存者が一時身を寄せた、黒川開拓団についても書かれている。

項目としては第一章から終章まで六章で構成されている。その内容を簡単に見ていくこととする。

第一章「めざめ」では、明治維新から満州事変、二・二六事件までの過程を日本と東アジアとの関係を中心にまとめられている。特に日本と満州との関係では移民政策についても概観している。

第二章「満州国」では、昭和七（一九三二）年から始まる満州への単身者で構成され、結果失敗に終わった「試験移民」に始まり、続いて昭和八（一九三三）年、家族移民で実施された「分村移民」、そして昭和一一（一九三六）年に計画された「満州農業移民百万戸移住計画」までの経緯がまとめられている。また、本書の主題である「来民開拓団」とも関連して、明治以降の被差別部落の歴史が融和事業を中心に述べられている。

第三章「来民開拓団」では、開拓団結成に至った経緯、先遣隊の派遣、そして第一次開拓団の派遣、分村計画までが述べられているが、貧しさや差別から逃れる為に満州に渡った開拓団の生活が、現地の人々の犠牲のうえに成り立っているという点や、日本での学校、とりわけ校長の果たした役割についても触れられている。

第四章「破壊」では、敗戦から全員自決、そして一人生き残ることとなった宮本貞喜の黒川開拓団に身を寄せるまでが描かれている。

第五章「対極」は、黒川開拓団の「性接待」と、それに従事させられた女性の日本に帰国後の差別について等が記されている。

終章「灯影」では、来民開拓団の全員自決の現場にいながら一人生き残った宮本貞喜をはじめ、全員自決当時、出征等で来民を離れ戦後に復員した方たちの戦後の足跡が辿られている。

以上が大まかな構成であるが、日本では被差別の立場であった人々が国の政策により満州に渡り、満州では現地の人々からは侵略者と見られてしまうという構図、融和事業と移民政策との関係が全体を通じて繰り返し述べられている。

著者が、なぜ来民開拓団を追い、書き綴ったのであろうか。それはプロローグの中で語られている。

令和二（二〇二〇）年五月、アメリカ合衆国ミネソタ州で黒人男性ジョージ・フロイドさんが白人警察官により死に追い込まれた事件が起きた。この事件は「黒人に対するあからさまな『差別』を前に、人は生まれながらにして『貴賤』があることへの『疑念』を、しかもこれが一時的な現象でなく、アメリカ建国以来の根深い白人社会、特に警察における『差別意識』から生まれてきたものであることを再び意識させる事件となった」とし、「思い起こせば、かつて明治の時代に日本から『移民』として渡米した人々も白人社会の中で『差別』を受け、厳しくも苦難にみちた道を乗り越えなければならない長い歳月が横たわっていた。」と続けられている。

日系三世である著者が移民の歴史を深く掘り下げていったのは、こうしたアメリカ社会の現実と自分のアイデンティティーがオーバーラップしたからではないだろうかと考える。特に、本書で取り上げた来民開拓団については、日本で被差別の立場であった人々が、国策の中で満州では侵略者となってしまったことや、あまりに悲劇的な結末を迎えたことへの衝撃、社会の矛盾など複雑な思いがあったからであろう。著者の祖母がア

メリカに渡った状況と、来民開拓団の状況は異なるであろうが、政府の政策などに翻弄され苦難の歴史を歩んだことは間違いなく、こうした歴史を明らかにしたこの一冊は著者のライフワークであると言える。

## 部落差別と移住

これまでも開拓団に関する書籍は多々刊行されてきたが、部落差別を前面に押し出したことは本書の特筆すべき点と言える。特に、融和運動での移住に関することの変遷や国の政策との繋がり、当時の被差別部落の人々の受け止めなどが述べられていることは、それにあたるであろう。また、これまで大正期以降の部落問題については水平社の活動を中心にし、対立軸としての融和運動として語られることが多かったが、大正初期の自主的部落改善運動や、経済更生運動に水平社の運動家たちが参画していることなど、あまり大きく研究の進んでいない融和運動との関わりにもふれている点も挙げられる。

さて、来民開拓団の移住は被差別部落の人々が置かれた現状、強まる戦時体制などが重なりあい決定したのであったと思われるが、移住政策がどういうものだったのか、融和運動と水平社運動との関係性、そして移住と差別の問題がどのように結びつき、展開されたか、さらに史実に基づいて研究を進めなければならないと感じた。

## 帝国公道会と移住

本書を読み続けていくなかで、私自身、明治以降移住がどのような形で進められたのか、ほとんど知らないことを痛切に感じた。そこで雑駁ではあるが融和運動での移住の流れを、その政策を推進した帝国公道会機関誌『公道』、中央融和事業協会の『融和時報』、同協会から昭和一〇(一九三五)年一月より隔月で発行された雑誌『更生』、それと大和同志会の機関誌『明治の光』の記事からまとめてみた。

大正二(一九一三)年一〇月大江卓を中心に結成された帝国公道会では北海道への移住が勧められたことは本書でも触れられているが、この時期の北海道は一八九〇～一九一〇年代にかけての大量移住期であった。また同時に、日本から海外移民も多数輩出した時期でもある。基本的に両移民とも、明治以降の社会構造の変革や、それに伴う農村部の経済的な疲弊や過剰人口問題を解決する方策の一つとして考えられていた。移住者数の多寡はあるが、全府県において移民の送出が認められる。移住自体がさまざまな問題を解決する方策の一つとして人々にも認識されていたことは想像に難くない。例えば大正八(一九一九)年に西光万吉、阪本清一郎等によりオランダ領であったセレベス島への移住を目指すことを目的に黒潮会が結成されたが、資金調達が難しく実現できなかった話が伝わる。

## 奈良と京都の北海道移住

大正時代当初の奈良県では、矯風会活動において大正二(一九一三)年の吉野郡龍門村の二七人を皮切りに北海道への移住があり、大正八(一九一九)年まで記録に残っている。これは、奈良県書記広田正敏によって推進された。この背景には明治二二(一八八九)年八月の十津川大水害による十津川村民の北海道移住の実績があるという。この時期奈良県では自主的部落改善運動が盛んな時期であるが、改善運動での殖産興業はうまくいかず、移住により解決しようとしたとされている。大和同志会より発行されていた会誌『明治の光』にも『北海道植民地並びに状況一班附移住者其後の情報』と題して、第四巻第十二月号(大正四[一九一五]年一二月)から第五巻第四月号(大正五[一九一六]年四月)まで五ヶ月にわたり広田の視察談として掲載している。その中には北海道移住者からの書簡も掲載されている。また帝国公道会の機関誌『公道』の第二巻二号(大正四[一九一五]年五月一五日)でも「奈良県矯風事業一般」という記事の中で「農業を奨励せし結果、小作人漸次増加せしと雖耕地不足なるに依り、両三年前より北海道移住を奨励し居るを以て、既に約三十戸の移住者ありて孰れも熱心農業従事し居るに依り、其成績良好なり、故に近来移住希望者増加の傾向あり」とその動向を伝えている。

同じ頃京都では「親友夜学校」を開設して教育活動に携わるとともに部落改善事業に尽力した上田静一が、被差別部落の人々の北海道移住を推進し、自らも北海道に

移住している。この移住には北海道庁への貸付地の申請、金融機関への資金支援要請等を帝国公道会が支援したという。

しかし、景気の悪化や移住者の増加などにより、北海道への移住はやがて下火になっていった。帝国公道会も大正一〇(一九二一)年の大江卓の死去、自主的融和運動の台頭や全国水平社の結成などにより衰退に向かい、昭和二(一九二七)年七月、中央融和事業協会に合併吸収された。

中央融和事業協会では機関誌である『融和時報』を毎月発行している。これを見る限りでは発行当初の昭和初期段階では移住に関する記事は多くないが、昭和四(一九二九)年九月発行の第三四号「近畿版」に、「新天地を求めて　三重県当局の移住援助」と題した記事がある。これは三重県南部の海岸沿いの被差別部落から昭和四年に家族が北海道に移住したことに対し、旅費として一家族五〇円が支給されたというものである。その記事に「我々は政策的な移住には余り賛成したくないけれども、自然的な希望に輝くかうした移住者には相当助成して見たいと思う。」という一節があり、移住政策に対する見方の一端をうかがえ興味深い。なお、記事の終盤には「北海の無言の天地は何の差別もなく開拓者の手を待つてゐる。」という希望にあふれた新天地に誘う一文があるが、北海道の先住民族であるアイヌの事には全く触れられていない。

## 全国融和事業協会と移住

翌昭和六(一九三一)年九月一八日に満州事変が勃発。昭和七(一九三二)年からは政府により、金融恐慌、世界恐慌に端を発した不況から農山漁村の自立更生によって救済を図るための農山漁村経済更生運動が推し進められ、同年九月の全国融和事業協会で「部落経済更生運動に関する要綱」が決議されると、全国の被差別部落に経済更生運動が浸透していくこととなる。また満州移民には消極的であった犬養毅がこの年の五・一五事件で、また昭和一一(一九三六)年の二・二六事件で高橋是清が凶弾に倒れると国内で大きな反対勢力がなくなり、移住政策が進んでいく。昭和一二(一九三七)年七月、日中戦争が勃発し、翌年一月から『融和時報』では満州への移住に関連した記事が増加する。さらに、昭和一五(一九四〇)年六月に開催された中央融和事業協会(於　内務省会議室)で資源調整事業の実施が決定され、全国二五地区が特別指導地区に指定されると、関連した記事は大幅に増加する。資源調整事業については『融和時報』一六四号(昭和一五[一九四〇]年七月一日)で「現下国策に即応し資源調整事業実施　資源調整事業実施ニ関スル件(決定)

土地其他ノ資源ニ乏シク人口著シク稠密ナル融和事業関係部落ニ於テハ、人口資源ノ関係ヲ調整シ、之ニ基キ、現下国策ニ即応シテ、満州移住並ニ時局産業ヘノ進出ヲ積極化シ、更ニ移住転業農山魚家ノ経営シタル跡地其他ノ処分並ニ負債ノ整理等ニ付適正ナル方策ヲ講ジ、以テ部落ノ恒久的更生ヲ期シ時局対処ノ基礎ヲ整備スルハ刻か下喫緊ノ要務ニシテ、融和事業ノ総合的進展要綱中産業経済施設要綱ニ則リ概ネ左記ニ依リ之ガ実施ニ当ラントス」

と掲載されている。その前号には『行け！満州へ！　農業移住並びに青少年義勇軍に　満州移住費を助成　中央融和事業協会の計画』という記事も掲載されていて、満州への移住を促進する計画が着実に進められていることがわかる。また、この少し前頃より『更生』や『融和時報』には満州視察記であるとか、満州への移住を肯定する論文等が紙面を賑わした。

『更生』二五号(昭和一四[一九三九]年三月)には水平社の北原泰作も「満州移住地観察記」を寄稿している。こうした記事に共通することは「王道楽土」や「五族共和」を満州で具現化することは部落差別が存在しない社会が実現することであるという表の理論の裏で、先にも述べたが、移民となった人々が、現地の人々からは侵略者と見られてしまう現実は無視できない。

## 来民開拓団

『更生』三五号(昭和一六[一九四一]年一月)に『更生運動と分村計画に就て』という論文が掲載される。分村移民が進められ始めた時期である。来民開拓団の移住に関する記事が『更生』『融和時報』に掲載されている。以下時系列で抜粋する。

■『更生』三六号　付録「資源調整月報」二月号　昭和一六（一九四一）年三月一五日

熊本県　分村計画進捗　三月下旬に先遣隊送出　豊田指導員の努力

熊本県に於ける資源調整指導員豊田一次氏は受講後鹿本郡来民町に駐在し自分の分村計画を樹立し、其実行に努力奮闘を重ねつゝあつたが此の程県社会課、企画課係員の協力を得、一挙に七十名を送出せしむべく、目下実行運動に取掛つて居るが、既に団長及び先遣隊も決定を見、それ〴〵手続中である。尚本計画は来民町役場の深い理解の下に来民町全体的な計画のもとに進められて居るのであるが、其の基本は資源調整特別指導地区南古関地区が其の中核体となり、着々準備を進めて居る。更に三月下旬には、団長以下二名が入植地視察に向ふ事に成つて居るが視察者帰省後其の報告をまつて、指導地区以外の町民の中からも第二第三の入植者が多数申込中との事である。

斯くして、部落産業再編成の先駆的意義を新しい企画性を持つ来民町の分村計画が画期的進展を期せられる事に依つて九州全体は言う迄でもなく南日本一体否、本事業全体の発展に、将又東亜新秩序建設の為め先駆的役割を果たし得た事になるのである。氏の限りなき努力と村民の協力に依つて優秀なる成果を期し得られる事を祈る。

■『融和時報』一七三号　昭和一六（一九四一）年四月一日

資源調整事業　指定地区指導に巡りて

熊本県での指定地区は戸数一八三戸、内農家戸数八十で、耕地反別平均五反である。資源調整の結果七十戸の集合開拓団送出の計画を樹てゝゐる。即ち本年度は時期としての条件は悪いが先遣隊として十戸を、明年一月には本隊を三十五戸、三年目には二十戸を送出する計画である。三十歳の青年開拓団長は、三月二十日から内原で訓練を受けて居り、先遣隊員も近く県の訓練所に入ることになつてゐる。こんな具合で、全国指定地区の中では、最も順調に進行してゐるものゝ一つであらう。斯くあらしめた原因の一つは、昨秋中央融和事業協会主催の資源調整指導員講習会を終了した指導員某君の献身的なる努力の結実であるとも言へるが、他面此の地区は、経済厚生運動時代から完備した組織により、組織的訓練が行き届いて居り、実行は常に周密な調査計画に基いてゐたからである。

■『更生』三七号「資源調整月報」昭和一六（一九四一）年五月二八日

指定地区に於ける資源調整事業振興状況（昭和十六年三月現在）

熊本県

来民町南古関は資源調整特別指導地区中最も優秀なる実績を挙げつゝある部落にして現在左記により集合開拓移民計画を樹立実行に努めつゝあり団長宮本茂氏の引率の下に昭和十六年四月中に十一名の先遣隊並家族六名計十七名の送出の為現在内原訓練所（団長）球磨農民道場に於て（先遣隊）訓練中

一、開拓団名　宮本開拓団
二、送出戸数　七十戸
三、送出促進強化施設
（イ）耕地処分方法　送出戸数の耕地は残留農家に分配し資源調整をなす
（ロ）負債整理方法　年賦償還方法
（ハ）家族援後方法　残村農業実行組合に於て責任を以て勤労奉仕により援護の完璧を期す
四、其の他
積極的資源調整の必要を痛感茲に委員会を組織し万般に亘る計画を樹立

この後、開拓団がたどった道のり、開拓団を襲った悲劇、生き残った人たちの戦後の苦悩等、まだまだ書き足りないことはあるが、このことについては本書を読んでいただきたい。最後に一つだけ感じたことを記させていただく。それは、移住を進める段階での校長を初めとする教員の果たした役割である。中学校の教員である私としては、この時の学校の果たした役割、そこで教鞭を執る教師たちの思いをもっと深く読み解いていきたいと思っている。このことは現代を生き、未来に責任のある私たちにとって、過去の過ちを繰り返さないために、必要なことの一つだと考えるからである。

たし、富士山も見た（前編）大林年子さん（立岩識字学級）　編集：菅原智恵美

**■部落解放 840■**（解放出版社刊　2023.7）600円＋税

◇千葉・東葛同和教育研究会の挑戦

◇本の紹介

・藤田早苗著『武器としての国際人権―日本の貧困・報道・差別』　窪誠

・黒坂愛衣・福岡安則著『ハンセン病家族訴訟―裁きへの社会学的関与』　川口祥子

◇「人権の視点」でみた語り部活動　おはなしの語り部をして10年　大賀喜子

◇語り　ふだん使っていることばで　部落・識字・女性からの人間解放　3　識字をとおしてひろがる世界　山中米子　編集　菅原智恵美

◇部落解放史の最前線　9　明治維新と「解放令」の発布　朝治武

**■部落解放 841 増刊号■**（解放出版社刊 2023.7）1,000円＋税

◇第49回部落解放文学賞

**■部落解放 842■**（解放出版社刊　2023.8）600円＋税

◇特集　高校における多文化共生のとりくみ　学校を変え、社会を変える

◇ヘイト・スピーチを受けない権利　98　出発点/到達点としての人間の尊厳―谷元昭信『戦後の部落解放運動』　前田朗

◇本の紹介

・小倉慈司・西宮秀紀・吉田一彦編『差別の地域史―渡辺村からみた日本社会』　藤原有和

・姜善奉著・川口祥子訳『小鹿島　賤国への旅』　三宅美千子

◇「水平社100年の日」のメディアはどう構成されたか 新聞分析から　西村寿子

◇語り　ふだん使っていることばで　部落・識字・女性からの人間解放　4　女性解放運動から世界へ山中米子　編集　菅原智恵美

◇石川一雄の半生をたどり「狭山事件」の本質を描く　黒川みどり著『被差別部落に生まれて―石川一雄が語る狭山事件』出版発表会

◇部落解放史の最前線　10　急激な近代化と部落問題の成立　朝治武

**■部落史研究報告集 27■**（八幡浜部落史研究会刊 2023.7）

◇「山下友枝」の研究　その1　水本正人・西園寺千代・菊池正・矢野俊治・甲野正人・五藤孝人

◇全国水平社20年間の変遷図　菊池正

◇変遷図に出てくる水平運動家の戦前の経歴　菊池正

◇史料紹介

・二番目に出された「水平社宣言」　水本正人

・最後の大会で出された「水平社宣言」　水本正人

◇「非人手下」について　水本正人

◇三業惑乱の波、伊予松山に及ぶ―留役所「伊予諸記」（本願寺史料）より―　水本正人

**■部落問題研究 245■**（部落問題研究所刊　2023.6）2,291円

◇第60回部落問題研究者全国集会報告

・全体会　全国水平社創立百年と部落問題解決過程の到達点　―今も「部落差別は根強く存在する」のか―　秦重雄・石倉康次・広川禎秀

・歴史1分科会　身分的周縁研究の成果と課題　多和田雅保・村和明・吉田伸之・大黒俊二

・歴史2分科会　地域における社会関係と地域構造の歴史的変容　吉原大志・中村元

・現状分析・理論分科会　部落問題の現在―まちづくりと地名公表問題を考える　井手幸喜・奥山峰夫

・教育分科会　今日における平和教育の意義と課題大八木賢治・真野春子

・思想・文化分科会　「部落問題文芸作品年表　大正篇」から見えて来るもの　秦重雄

**■むこうにみえるは ウェーブ21通信 27■**（人権ネットワーク・ウェーブ21刊　2023.7）

◇第四次産業革命と公教育～コロナ禍における教育の実際と変容について～　5　人権ネットワーク・ウェーブ21

**■ゆいぱる 50■**（姫路市人権啓発センター刊　2023.8）

◇人権リーダー育成講座（ワークショップの概要）「ダメ」より「なぜ？」を考える～人権感覚をみがくために～　渡辺毅さん

**■リベラシオン 190■**（福岡県人権研究所刊　2023.6）1,320円

◇組坂繁之聞き書き 聞き書き「出会い 思い合い」を通じて部落問題を考える　山崎健

◇全九州水平社創立100周年記念　全九州水平社創立の黎明　塚本博和

◇識字運動の先達　福田一平先生　後藤継善

◇[書評]森山沾一・和智俊幸・横田司・坂田美穂著『殉義の星と輝かん―百年生きる「解放歌」と柴田啓蔵』　薄井一央

◇[書評]福岡地方史研究会編『福岡遊学　テーマ別福岡市近郊歴史ガイド』　宮野弘樹

**■人権と部落問題 974■**（部落問題研究所刊 2023.8）660円
◇特集 軍拡ではなく、平和の追求を
◇部落問題関係図書の「閲覧制限」に関する和歌山県立図書館の措置について 梅田修
◇人はみな人と接して人となる―同和教育と部落問題へのとりくみ 18 山田稔

**■人民新聞 1810■**（人民新聞社刊 2023.8）
◇多くの支援者に支えられ 自主夜間学校「いいあす京都」開校 かわすみかずみ

**■月刊スティグマ 325■**（千葉県人権センター刊 2023.8）500円
◇差別とは何か、偏見とは何か 19 地域実践に根をおろし続けて（裵重度さん聞き取り） 福岡安則&ティレリ・メラル

**■世界人権問題研究センター研究紀要 28■**（世界人権問題研究センター刊 2023.6）
◇朝鮮半島における近代手話教育の考察―「済生院」とろう教育の変遷について― 盧相永
◇龍谷大学保管の安重根の歴史資料とその平和利用 李洙任
◇女性差別撤廃条約と非異性愛女性の権利―フレーマー＝カルデラ対スリランカ事件を題材に― 谷口洋幸
◇外国人の「マイノリティ」としての教育についての権利―国際人権法からの検討― 有江ディアナ

**■月刊地域と人権 472■**（全国地域人権運動総連合刊 2023.8）
◇講演「愛知県水平社100年の歴史が今に問いかけるもの」丹波正史

**■地域と人権 1245■**（全国地域人権運動総連合刊 2023.6.15）147円
◇メディアの「差別まだあるあるキャンペーン」を糺す 1 植山光朗

**■地域と人権 1246■**（全国地域人権運動総連合刊 2023.7.15）147円
◇メディアの「差別まだあるあるキャンペーン」を糺す 2 植山光朗

**■地域と人権 1247■**（全国地域人権運動総連合刊 2023.8.15）147円
◇メディアの「差別まだあるあるキャンペーン」を糺す 3 植山光朗

**■地域と人権京都 887■**（京都地域人権運動連合会刊 2023.6.15）150円
◇東七條米騒動 6 木下憲二

**■地域と人権京都 888■**（京都地域人権運動連合会刊 2023.7.1）150円
◇東七條米騒動 7 木下憲二

**■地域と人権京都 889■**（京都地域人権運動連合会刊 2023.7.15）150円
◇東七條米騒動 8 木下憲二

**■地域と人権京都 890■**（京都地域人権運動連合会刊 2023.8.1）150円
◇東七條米騒動 9 木下憲二

**■地域と人権京都 891■**（京都地域人権運動連合会刊 2023.8.15）150円
◇東七條米騒動 10 木下憲二

**■であい 735■**（全国人権教育研究協議会刊 2023.6）160円
◇人権文化を拓く 307 子どもの命を救うには 西郷孝彦

**■であい 736■**（全国人権教育研究協議会刊 2023.7）160円
◇人権文化を拓く 308 誰の子どもも被ばくさせない―原発問題は人権問題― 森松明希子

**■TOKYO人権 98■**（東京都人権啓発センター刊 2023.5）
◇出自と「痛み」が私を彩る―どちらでも「ない」から、どちらでも「ある」私へ 石原真衣さん

**■同志社社会福祉学 36■**（同志社大学社会福祉学会刊 2022.12）
◇優生学イデオロギーを批判する福祉哲学の研究―賀川豊彦等の思想の検討を素材に― 加藤博史

**■奈良人権部落解放研究所紀要 41■**（奈良人権部落解放研究所刊 2023.3）1,000円＋税
◇明治初期の「賤民」解放論議―「賤民廃止令」が出るまで― 和田恵治
◇初期水平運動と浄土真宗―三浦参玄洞の視点から― 浅尾篤哉
◇追悼文 私の人生の「師」、寺澤亮一先生―「卓越した洞察力と先見性、そして解放への情熱」に導かれて― 高松秀憲
◇奈良人権部落解放研究所 研究紀要総目次

**■ヒューマン・アルカディア 93■**（福岡県人権啓発情報センター刊 2023.7）
◇特集 部落差別と“マイクロアグレッション”・部落差別におけるマイクロアグレッションとは？ 内田龍史

**■ヒューマンライツ 425■**（部落解放・人権研究所 2023.8）
◇特集 子どもの人権と意見表明権
◇識字運動の担い手たちが語る 32 どん底まで見

生が広島訪問

**■解放新聞滋賀版 2471■**（部落解放同盟滋賀県連合会刊 2023.7.15）

◇8.19・20　部落解放第55回全国高校正集会・第67回全国青年集会報告

**■解放新聞東京版 1030■**（解放新聞社東京支局刊 2023.9.1）110円

◇[主張]事実調べを実現させるため　裁判所を動かす世論構築に向け　狭山東京集会を成功させよう

◇「復刻版」裁判控訴判決　神奈川県報告集会「包括的差別禁止法などの立法闘争に活用を」

◇7/24 部落差別とは何かを世間に伝える必要がある部落解放・人権政策確立要求東京実行委員会総会開催

◇核も戦争もない平和な社会を届ける取り組みを被爆78周年原水爆禁止世界大会

◇同和教育の目指すところを再認識する集会に　第45回東京都同和教育研究集会

◇就職斡旋業者の都立高参入の実態把握など要望 2023年度第1回進路保障会議

**■解放新聞奈良版 1194■**（解放新聞社奈良支局刊 2023.8.25）

◇部落差別等撤廃と人権確立を目指す　奈良県民集会開催

◇人権文化の創造に向けて　総合人権講座スタート

◇核兵器の廃絶をめざして　8.6「原爆の日」ロック行動

◇過ちを繰り返さないために「はだしのゲン」から考える集い

**■解放新聞兵庫版 909■**（解放新聞社兵庫支局刊 2023.9.5）

◇[主張]復刻版裁判の完全勝利を

◇狭山の闘いを前進させよう　狭山事件の再審求めるつどい開催

◇誰もが学べる夜間中学を考える　姫路でセミナー

◇朝鮮学校への補助金継続

◇部落問題を体系的に学ぶ　人権教育実践講座開催

◇公正採用、就職差別撤廃にむけた要請活動

**■解放新聞広島県版 2462■**（解放新聞社広島支局刊 2023.6.15）

◇半世紀前 広島の部落解放運動は 9

**■解放新聞広島県版 2463■**（解放新聞社広島支局刊 2023.6.25）

◇半世紀前 広島の部落解放運動は 10

**■架橋 49■**（鳥取市人権情報センター刊 2023.8）

◇特集 人権としての性教育を考える

◇みんなの架橋～架橋でめぐる全国の人権機関～奨学金・文献公開・研修「朝田善之助記念館」朝田教育財団

**■かけはし 6■**（香川県隣保館連絡協議会刊 2023.7）

◇隣保ソーシャルワーカーは、かくして生まれたその5 富島喜揮

**■語る･かたる･トーク 340■**（横浜国際人権センター刊 2023.6）550円

◇語る・かたる・エッセー　中高生とともに差別と闘う 蒔かぬ種の芽はでない 吉成タダシ

◇部落史 学び直し 問い直しのススメ 27 中世の文化と差別された人々 7 初心を忘るべからず 外川正明

**■語る･かたる･トーク 341■**（横浜国際人権センター刊 2023.7）550円

◇語る・かたる・エッセー　中高生とともに差別と闘う 可能性をさらに 吉成タダシ

◇部落史 学び直し 問い直しのススメ 28 中世の文化と差別された人々 8 遥かな時を越えていく想像力 外川正明

**■京都市地域･多文化交流ネットワークサロン通信 43■**（京都市地域・多文化交流ネットワークサロン刊 2023.7）

◇生態系の表出、日々の育む豊かさが集う―東九条春まつりにて

**■グローブ 114■**（世界人権問題研究センター刊 2023.7）

◇近代の貸座敷と地域社会 井岡康時

◇山科東野の放牧場の牛たち 小林丈広

◇「夜間中学の学び」に学ぶ 岡田敏之

**■振興会通信 170■**（同和教育振興会刊 2023.5）

◇『ハンセン病差別と向き合う―本願寺教団の歩みと課題―』作成の経緯と活用への願い 仲尾萌恵

◇同朋運動史の窓 76 左右田昌幸

**■振興会通信 171■**（同和教育振興会刊 2023.7）

◇『ＬＧＢＴ理解増進法』成立について 岩本智依

◇同朋運動史の窓 77 左右田昌幸

**■人権と部落問題 973■**（部落問題研究所刊 2023.7）660円

◇特集 国民生活を守る自治体の役割と活動

◇文芸の散歩道　島崎藤村作小説『破戒』の劇化―脚本・上演に心血を注いだ村山知義― 桑原律

◇人はみな人と接して人となる―同和教育と部落問題へのとりくみ 17 山田稔

◇「全国部落調査」復刻版出版事件裁判　控訴審判決に原告団・弁護団が声明

**■解放新聞 3071■**（解放新聞社刊 2023.7.25）115円

◇金城実さんが「水平社宣言」琉球語訳を贈呈

◇「熱と光」にみちびかれて　部落解放への教育 7　森実

◇第66回全国女性集会第1分科会の活動報告から「人生を変えた解放運動との出会い」　1　塩見一恵（京都）

**■解放新聞 3072■**（解放新聞社刊 2023.8.5）115円

◇映画 『福田村事件』（監督 森達也）　中村一成

◇まなぶ つながる うごきだす 識字のいま 11 菅原智恵美

◇第66回全国女性集会第1分科会の活動報告から「人生を変えた解放運動との出会い」　2　塩見一恵（京都）

**■解放新聞 3073■**（解放新聞社刊 2023.8.15）115円

◇まなぶ つながる うごきだす 識字のいま 12 菅原智恵美

**■解放新聞 3074■**（解放新聞社刊 2023.8.25）115円

◇「熱と光」にみちびかれて　部落解放への教育 8　森実

**■解放新聞 3075■**（解放新聞社刊 2023.9.5）115円

◇[主張]狭山事件の事実調べの実現と「再審法」改正求める世論を拡げよう

◇[焦点]関東大震災100年　流言を暴力に転化させる民族差別意識　加藤直樹

◇狭山署名など世論拡大を8.10　狭山事件第56回三者協議

◇平和への歩みを誓う　日本国憲法の理念の実現を　戦争犠牲者追悼、平和を誓う8.15集会

◇アイヌの歴史と文化を　8.4～8.9　リバティおおさか企画展

◇[映画紹介]『アリランラプソディ　～海を越えたハルモニたち～』監督：金聖雄

◇文学の力を社会を変える力に　第49回部落解放文学賞

◇「識字と私と解放運動」坂下君代

◇まなぶ つながる うごきだす 識字のいま13 菅原智恵美

**■解放新聞愛知版 522■**（部落解放同盟愛知県連合会刊 2023.7.1）100円

◇6.5　部落解放愛知県共闘会議　名古屋市交渉関連記事

◇第48期県連女性部集会「ネット上の部落差別について学習」

◇県連第48回大会報告

**■解放新聞大阪版 2320■**（解放新聞社大阪支局刊 2023.7.25）

◇豊中市で相次ぐ差別事件　1　市立中教員が「えたひにん」

**■解放新聞大阪版 2321■**（解放新聞社大阪支局刊 2023.8.5）

◇豊中市で相次ぐ差別事件 2

**■解放新聞大阪版 2324■**（解放新聞社大阪支局刊 2023.9.5）

◇[主張]関東大震災から100年　朝鮮人虐殺という歴史的事実を知り、二度と過ちを繰り返さないために

◇[水平時評]慶応高校の優勝から考える「部落観が変わる」運動へ　府連委員長 赤井隆史

◇布川事件　桜井昌司さん死去　「獄友」石川さんと強い絆

**■解放新聞改進版 563■**（部落解放同盟改進支部刊 2023.6）

◇「改進地区の教育のあゆみ」より 1 ～戦前～　山田康夫さん

**■解放新聞改進版 565■**（部落解放同盟改進支部刊 2023.8.20）

◇関東大震災から100年を迎えて　歴史から学ぶ朝鮮人等への大虐殺　権力の横暴を許さずあらゆる差別の解消を

◇[今月の一冊]『闇バイト　凶悪化する若者のリアル』廣末登著　祥伝社新書刊

◇2023年度教育懇談会「同和」教育の普遍化と公立学校が果たす役割～すべての子どもの教育保障を求めて、同和教育実践に学ぶ～第3回同和対策事業・同和教育があればこそ①講師：改進支部特別執行委員　柳生雅巳さん

**■解放新聞京都版 1262■**（解放新聞社京都支局刊 2023.9.1）70円

◇8.19・20 部落解放第55回全国高校正集会・第67回全国青年集会報告

◇湖東病院事件から学ぶ　池田弁護士記念講演

◇「歴史否定が加害を継続させる」ウトロ学習会で東京大学　外村教授講演

◇平和行動で未来を変えよう　福知山市内の中学

# 収集逐次刊行物目次 （2023年7月～9月受入）

―各逐次刊行物の目次の中から部落問題に関係のあるものを中心にピックアップしました―

**■アイユ 386■**（人権教育啓発推進センター刊 2023.7）225円

◇ インタビュー 人として、アイヌとして人の痛みを知り、共に生きる 宇梶剛士さん

**■アイユ 387■**（人権教育啓発推進センター刊 2023.8）225円

◇第41回全国中学生人権作文コンテスト　日本放送協会会長賞　『僕は何人？』筑紫野市立筑紫野南中学　二年　垣内隆泰

**■朝田教育財団だより 39■**（朝田教育財団刊 2023.8）

◇「朝田善之助賞」創設に当たって 小山逸夫、　山崎孝、梶村健二

◇原田眞智子さんのご冥福をお祈りします 竹口等

**■IMADR通信 215■**（反差別国際運動刊 2023.8）

◇特集　関東大震災と朝鮮人・中国人虐殺～100年を経て

◇本の紹介　金子マーティン編訳『ロマ民族の口述伝承―童話・笑話・怪談・猥談・物語』大賀喜子

**■ウィングスきょうと 177■**（京都市男女共同参画推進協会刊 2023.8）

◇図書情報室新刊案内

・伊藤詩織著『裸で泳ぐ』

・河野貴代美編著『やわらかいフェミニズム シスターフッドは今』

**■ウトロレター 4■**（ウトロ平和祈念館刊 2023.7）

◇ウトロ平和祈念館が1周年を迎えました

◇ついに市営住宅2期棟が完成

**■解放共闘大阪 1162■**（部落解放大阪府民共闘会議刊 2023.9.1）

◇直ちに鑑定人尋問・インク鑑定を　狭山事件第56回三者協議

◇子ども中心に地域と学校が力を合わせて　大阪教育活動ネットワーク総会

◇外国人の人権保障と差別撤廃を　外国人人権法連絡会　関西でシンポジウム

**■解放新聞 3067■**（解放新聞社刊 2023.6.15）115円

◇まなぶ つながる うごきだす 識字のいま 8 菅原智恵美

**■解放新聞 3068■**（解放新聞社刊 2023.6.25）115円

◇「熱と光」にみちびかれて 部落解放への教育 6 森実

**■解放新聞 3069■**（解放新聞社刊 2023.7.5）115円

◇まなぶ つながる うごきだす 識字のいま 9 菅原智恵美

◇リバティおおさかの所蔵品が広島県三次市の竹工房へ 割石忠典

◇本の紹介 金子マーティン編訳『ロマ民族の口述伝承―童話・笑話・怪談・猥談・物語』 小泉凡

**■解放新聞 3070■**（解放新聞社刊 2023.7.15）115円

◇まなぶ つながる うごきだす 識字のいま 10 菅原智恵美

**事務局より**

**《年末年始の休室のお知らせ》**　■2023年12月28日(木)～2024年1月8日(月)

**《出張研修・講師派遣のお知らせ》**

当センターではかねてより「当センター内での研修や地域・学校での学習・講演会への講師紹介」事業を行っています。特に「同和問題（教育）」、「教育保障（夜間中学）」に力を入れています。研修などをお考えの時にはご相談ください。

□所在地　〒603-8151 京都市北区小山下総町5-1 京都府部落解放センター 3階
□TEL/FAX 075-415-1032　□E-mail qm8m-ndmt@asahi-net.or.jp
□URL http://shiryo.suishinkyoukai.jp
□開室時間　月曜日～水曜日・金曜日・第2・第4土曜日10時~17時（祝日・年末年始は休みます）
□交通機関　市営地下鉄烏丸線「鞍馬口駅」（京都駅より約10分）下車　北へ250m